

住民監査請求による監査結果

(令和元年度第1号)

武蔵野市監査委員

写

31 武監第300号
令和2年5月22日

武蔵野市監査委員 名古屋 友幸
武蔵野市監査委員 落合 勝利

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和2年3月24日付で提出された住民監査請求（武蔵野市職員措置請求）について、監査結果を決定したので、別紙のとおり通知します。

決 定 書

1 請求人

(略)

2 請求年月日

令和2年3月24日

3 請求の要旨

理事者及び担当部長は、路上禁煙マーク・ポイ捨て禁止マークのデザイン変更の際の業者選択方法において、最も競争原理の働かない特命随意契約を採用し、担当者に実行させた。

地方自治体のコンプライアンスの根幹の一つでもある入札制度の軽視は市民への信頼感を損なう不当行為である。

随意契約条件を満たし、入札を回避するため、4本の契約に分割した悪意ある行為である。

理事者、担当責任者の裁量権の逸脱である。

これらの行為により、市政への信頼を失墜させ、低価格でより優れた成果物を得る機会を失うという損害を発生させた。

よって、随意契約条件を具体的に記述した武蔵野市随意契約ガイドラインを速やかに公表し総務省への報告を求める。また、今回の当該契約の破棄とポスター作成の是非の検討からのやり直しを求める。(なぜなら、当該ポスターは配色については赤緑色盲者への配慮もなく、昨今では常識化されている互惠性規範の配慮もないこのようなポスターは見る人の印象も悪く、社会的迷惑行為者にたいする最適なデザインポスターとは言えない。)

4 経過

本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理して、令和2年4月21日に関係人から弁明書、同年同月24日及び同年同月28日に請求人から反論書の提出があったほか、同年5月13日に請求人及び関係人の陳述を聴取し、請求人から証拠の提出があった。

5 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

本件請求において、請求人は、路上禁煙マーク・ポイ捨て禁止マークのデザイン変更に係る4件の契約（以下「本件契約」という。）を随意契約により締結したことは地方自治体のコンプライアンスの根幹の一つでもある入札制度を軽視し市民への信頼感を損なう不当行為であるから、①武蔵野市随意契約ガイドラインの速やかな公表と総務省へ報告すること、及び②本件契約の破棄と当該ポスター作成の是非の検討からのやり直し（なぜなら、当該ポスターは配色については赤緑色盲者への配慮もなく、昨今では常識化されている互惠性規範の配慮もないこのようなポスターは見る人の印象も悪く、社会的迷惑行為者にたいする最適なデザインポスターとは言えない。）を求めている。

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該財務会計上の行為の防止や是正、損害補填等の措置を請求できるものである。

まず、請求人が指摘した行為が法で定める住民監査請求の対象となる行為であるかどうか検討する。

関係人から提出された弁明書に対する反論書において、請求人は、措置請求書の趣旨は、コンプライアンス無視ともいえる行政責任者の良心と誠実さに欠ける事柄を指摘したものであると主張している。

請求人は、本件請求において本件契約の不当性を指摘しているのではあるが、その主な主張は、コンプライアンスの確立にあると解される。

しかしながらコンプライアンスを市においてどのように位置づけ、取り組んでいくかについては、財務会計上の行為には該当しないものである。

次に、請求人が求める措置が法で定める住民監査請求の対象となる措置であるかどうか検討する。

前記①の措置要求については、随意契約ガイドラインの公表と総務省への報告について求めているが、これらは行政運営に関するものであり、財務会計上の行為には該当しないものである。そもそも、現在、総務省においては、地方公共団体に対して随意契約ガイドラインの報告を求めているわけではない。

さらに、前記②の措置要求については、契約の破棄とポスター作成の是非の検討からのやり直しを求めているが、その理由が、「見る人の印象も悪く、社会的迷惑行為者に対する最適なデザインポスターとは言えない」としている。あくまでもデザインに関しての請求人の主観を述べているものであり、本件契約との関連を客観的に証明しているとは考えられない。従って、当該理由をもって求める措置要求は、財務会計上の行為には該当しないものである。また、民法第641条において請負契約における注文者による契約の解除について、請負人が仕事を完成しない間においてのみこ

れをすることができる」と定められているところ、本件契約において、請負人は平成 31 年 2 月 28 日及び同年 3 月 29 日に本件契約に基づく業務は終えている。

これらのことから、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

<要望>

本件契約のうち、「禁煙ロゴマーク検討委託」及び「ポイ捨て禁止ロゴマーク検討委託」は、禁煙とポイ捨ての違いがあるだけで、委託に係る業務内容、履行期間は同一で、同一の指定理由により同一の業者との間で、同一の金額による契約手続きが同日に行われている。残りの「禁煙ロゴマーク作成委託」及び「ポイ捨て禁止ロゴマークデザイン作成委託」に関しても、禁煙とポイ捨ての違いがあるだけで、委託に係る業務内容、履行期間は同一で、同一の指定理由により同一の業者との間で、同一の金額による契約手続きが同日に行われている。また、指定理由、業者及び金額については、4 件の契約ですべて同一である。

このような契約を一括でなく分割して行った合理的な理由があるとは解せない。

本件契約を締結した直前である平成 30 年 12 月 27 日に管財課が開催した「平成 30 年度契約事務研修～主管課における委託等契約の留意点～」においても契約細分化の禁止について指導があったほか、例年実施している定期監査においても分割契約を見直し一括契約とするよう度々指摘しているところである。

それにも関わらず、市民の批判を招くような事態が生じていることは、はなはだ遺憾である。

こうした契約事務については、厳に慎まなければならず、契約制度の趣旨を踏まえ、理事者をはじめ職員一人ひとりの自覚はもとより、いやしくもその運用に市民の批判を招くことのないよう、内部統制の確立を求める。

令和 2 年 5 月 22 日

武蔵野市監査委員 名古屋 友 幸
武蔵野市監査委員 落 合 勝 利